

**2階からの火災が多発!**

- 防火の4チェックを  
 ①場所は危険でないか  
 ②器具は安全か  
 ③使い方は正しいか  
 ④あと始末は完全か

消防本部



6/1

昭和58年  
(1983年)

第631号

発行 京都府宇治市

編集 文書広報課

〒611 京都府宇治市宇治琵琶35番地

電話 (0774)22-3141

●毎月1日・11日・21日発行

**家族みんなで行いましょう**

**赤痢予防特集**

**食前・用便後の手洗いを**



よく手を洗うことが赤痢予防のきめて (宇治保育所で)

市では、赤痢のまん延を防ぐため、関係施設や家庭の消毒などの防疫活動に取り組んでいます。市民の皆さんも必ず石けんを手を洗うなど予防に努めてください。また完治し、退院された人を思いやりの気持ちで迎えていただきますようお願いいたします。

**退院者に思いやりを**

各種団体に赤痢予防の資料を送るなどの啓発活動を通じて、このため市では、宇治市赤痢対策会議を設け、保育所や関係施設、関係家庭の消毒や市の便所、手洗い場、消毒機を設置するなどの防疫活動に取り組む。市内の従業員、千人以上の事業所、百四十、社と百二十の

患者の隔離期間は、発病後、一週間か二週間のものが大半で、大抵の患者は療養によって一週間以内には退院します。病が消失すれば、

デマやうわさにまどわされず

まどわされず

決しその人から感染するとはありません。収容された人のうち、菌が消失し、感染のおそれがなければ、退院されます。地域の皆さんも、赤痢を正しく理解し、退院された人を思いやりの気持ちで迎えていただくことが大切です。

**季節に關係なく発生**

赤痢は、急性伝染病の一つです。以前は夏季に多く発生していましたが、最近では夏季と冬季の差はなくなり、発生しています。

今回の赤痢患者は保育所園児や小学生が大部分を占めています。

赤痢菌は、保護者の便から排出され、手指やハエ、ゴキブリなどの媒介で飲食物に混じって伝染します。



赤痢予防の第一は、手を洗うことです。簡単なことですが、なかなか確実にできないものです。手洗いなど次の五点を実行しましょう。

- 十分手洗いを**
- ① 用便後や食前には本流水を流しながら、石けんを使って十分手を洗うこと。ためた水は使わないで、水道水を直接使って、洗流しましょう。
  - ② ハエ・ゴキブリを退治し、生活環境を清潔に生ものはひかえること
  - ③ 食べ物はよく加熱し、調理後はよく洗うこと
  - ④ ハエ・ゴキブリを退治し、生活環境を清潔に生ものはひかえること
  - ⑤ 食べ物はよく加熱し、調理後はよく洗うこと

**心がけよう 家族の健康**

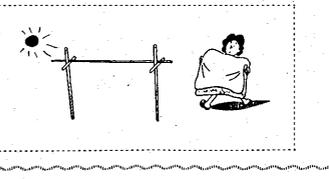
赤痢は、口から感染する伝染病です。予防第一は「よく手を洗うこと」で、用便後や食事の前後は石けんを使って、多量の水流水を使ってよく洗います。

また、これからの季節は、お祭や家族旅行などお弁当やお土産を作ったりすることも多くなりますので、市民の皆さん一人ひとりが注意してください。

また、未処理の汚物が流出したり、悪臭発生したり、近所の迷惑にならないよう、生活環境の清潔に心がけてください。(宇治保健所)

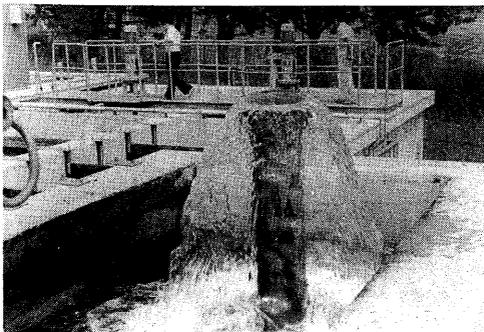
**赤痢の主な症状は**

- 一日数回の水様便**  
潜伏期間は、一日から七日間で、主な症状は三八度から三九度の発熱、同時にやがて下腹部の痛が始まり、一日から三日で熱は下がります。下痢盛りの場合、一日数回の水状水様便で、重い場合は一日三十回程度の
- 浄化槽に消毒液は禁物**  
浄化槽をお使いの家庭では、赤痢予防のため、便器に消毒液を流さないでください。
- 赤痢発生で中止する事業**  
●市立中野小学校(6月12日) ●市立スズキ小学校(6月13日) ●市立中野小学校(6月14日) ●市立スズキ小学校(6月15日) ●市立中野小学校(6月16日) ●市立スズキ小学校(6月17日) ●市立中野小学校(6月18日) ●市立スズキ小学校(6月19日) ●市立中野小学校(6月20日) ●市立スズキ小学校(6月21日) ●市立中野小学校(6月22日) ●市立スズキ小学校(6月23日) ●市立中野小学校(6月24日) ●市立スズキ小学校(6月25日) ●市立中野小学校(6月26日) ●市立スズキ小学校(6月27日) ●市立中野小学校(6月28日) ●市立スズキ小学校(6月29日) ●市立中野小学校(6月30日) ●市立スズキ小学校(7月1日) ●市立中野小学校(7月2日) ●市立スズキ小学校(7月3日) ●市立中野小学校(7月4日) ●市立スズキ小学校(7月5日) ●市立中野小学校(7月6日) ●市立スズキ小学校(7月7日) ●市立中野小学校(7月8日) ●市立スズキ小学校(7月9日) ●市立中野小学校(7月10日) ●市立スズキ小学校(7月11日) ●市立中野小学校(7月12日) ●市立スズキ小学校(7月13日) ●市立中野小学校(7月14日) ●市立スズキ小学校(7月15日) ●市立中野小学校(7月16日) ●市立スズキ小学校(7月17日) ●市立中野小学校(7月18日) ●市立スズキ小学校(7月19日) ●市立中野小学校(7月20日) ●市立スズキ小学校(7月21日) ●市立中野小学校(7月22日) ●市立スズキ小学校(7月23日) ●市立中野小学校(7月24日) ●市立スズキ小学校(7月25日) ●市立中野小学校(7月26日) ●市立スズキ小学校(7月27日) ●市立中野小学校(7月28日) ●市立スズキ小学校(7月29日) ●市立中野小学校(7月30日) ●市立スズキ小学校(7月31日) ●市立中野小学校(8月1日) ●市立スズキ小学校(8月2日) ●市立中野小学校(8月3日) ●市立スズキ小学校(8月4日) ●市立中野小学校(8月5日) ●市立スズキ小学校(8月6日) ●市立中野小学校(8月7日) ●市立スズキ小学校(8月8日) ●市立中野小学校(8月9日) ●市立スズキ小学校(8月10日) ●市立中野小学校(8月11日) ●市立スズキ小学校(8月12日) ●市立中野小学校(8月13日) ●市立スズキ小学校(8月14日) ●市立中野小学校(8月15日) ●市立スズキ小学校(8月16日) ●市立中野小学校(8月17日) ●市立スズキ小学校(8月18日) ●市立中野小学校(8月19日) ●市立スズキ小学校(8月20日) ●市立中野小学校(8月21日) ●市立スズキ小学校(8月22日) ●市立中野小学校(8月23日) ●市立スズキ小学校(8月24日) ●市立中野小学校(8月25日) ●市立スズキ小学校(8月26日) ●市立中野小学校(8月27日) ●市立スズキ小学校(8月28日) ●市立中野小学校(8月29日) ●市立スズキ小学校(8月30日) ●市立中野小学校(8月31日) ●市立スズキ小学校(9月1日) ●市立中野小学校(9月2日) ●市立スズキ小学校(9月3日) ●市立中野小学校(9月4日) ●市立スズキ小学校(9月5日) ●市立中野小学校(9月6日) ●市立スズキ小学校(9月7日) ●市立中野小学校(9月8日) ●市立スズキ小学校(9月9日) ●市立中野小学校(9月10日) ●市立スズキ小学校(9月11日) ●市立中野小学校(9月12日) ●市立スズキ小学校(9月13日) ●市立中野小学校(9月14日) ●市立スズキ小学校(9月15日) ●市立中野小学校(9月16日) ●市立スズキ小学校(9月17日) ●市立中野小学校(9月18日) ●市立スズキ小学校(9月19日) ●市立中野小学校(9月20日) ●市立スズキ小学校(9月21日) ●市立中野小学校(9月22日) ●市立スズキ小学校(9月23日) ●市立中野小学校(9月24日) ●市立スズキ小学校(9月25日) ●市立中野小学校(9月26日) ●市立スズキ小学校(9月27日) ●市立中野小学校(9月28日) ●市立スズキ小学校(9月29日) ●市立中野小学校(9月30日) ●市立スズキ小学校(10月1日) ●市立中野小学校(10月2日) ●市立スズキ小学校(10月3日) ●市立中野小学校(10月4日) ●市立スズキ小学校(10月5日) ●市立中野小学校(10月6日) ●市立スズキ小学校(10月7日) ●市立中野小学校(10月8日) ●市立スズキ小学校(10月9日) ●市立中野小学校(10月10日) ●市立スズキ小学校(10月11日) ●市立中野小学校(10月12日) ●市立スズキ小学校(10月13日) ●市立中野小学校(10月14日) ●市立スズキ小学校(10月15日) ●市立中野小学校(10月16日) ●市立スズキ小学校(10月17日) ●市立中野小学校(10月18日) ●市立スズキ小学校(10月19日) ●市立中野小学校(10月20日) ●市立スズキ小学校(10月21日) ●市立中野小学校(10月22日) ●市立スズキ小学校(10月23日) ●市立中野小学校(10月24日) ●市立スズキ小学校(10月25日) ●市立中野小学校(10月26日) ●市立スズキ小学校(10月27日) ●市立中野小学校(10月28日) ●市立スズキ小学校(10月29日) ●市立中野小学校(10月30日) ●市立スズキ小学校(10月31日) ●市立中野小学校(11月1日) ●市立スズキ小学校(11月2日) ●市立中野小学校(11月3日) ●市立スズキ小学校(11月4日) ●市立中野小学校(11月5日) ●市立スズキ小学校(11月6日) ●市立中野小学校(11月7日) ●市立スズキ小学校(11月8日) ●市立中野小学校(11月9日) ●市立スズキ小学校(11月10日) ●市立中野小学校(11月11日) ●市立スズキ小学校(11月12日) ●市立中野小学校(11月13日) ●市立スズキ小学校(11月14日) ●市立中野小学校(11月15日) ●市立スズキ小学校(11月16日) ●市立中野小学校(11月17日) ●市立スズキ小学校(11月18日) ●市立中野小学校(11月19日) ●市立スズキ小学校(11月20日) ●市立中野小学校(11月21日) ●市立スズキ小学校(11月22日) ●市立中野小学校(11月23日) ●市立スズキ小学校(11月24日) ●市立中野小学校(11月25日) ●市立スズキ小学校(11月26日) ●市立中野小学校(11月27日) ●市立スズキ小学校(11月28日) ●市立中野小学校(11月29日) ●市立スズキ小学校(11月30日) ●市立中野小学校(12月1日) ●市立スズキ小学校(12月2日) ●市立中野小学校(12月3日) ●市立スズキ小学校(12月4日) ●市立中野小学校(12月5日) ●市立スズキ小学校(12月6日) ●市立中野小学校(12月7日) ●市立スズキ小学校(12月8日) ●市立中野小学校(12月9日) ●市立スズキ小学校(12月10日) ●市立中野小学校(12月11日) ●市立スズキ小学校(12月12日) ●市立中野小学校(12月13日) ●市立スズキ小学校(12月14日) ●市立中野小学校(12月15日) ●市立スズキ小学校(12月16日) ●市立中野小学校(12月17日) ●市立スズキ小学校(12月18日) ●市立中野小学校(12月19日) ●市立スズキ小学校(12月20日) ●市立中野小学校(12月21日) ●市立スズキ小学校(12月22日) ●市立中野小学校(12月23日) ●市立スズキ小学校(12月24日) ●市立中野小学校(12月25日) ●市立スズキ小学校(12月26日) ●市立中野小学校(12月27日) ●市立スズキ小学校(12月28日) ●市立中野小学校(12月29日) ●市立スズキ小学校(12月30日) ●市立中野小学校(12月31日)



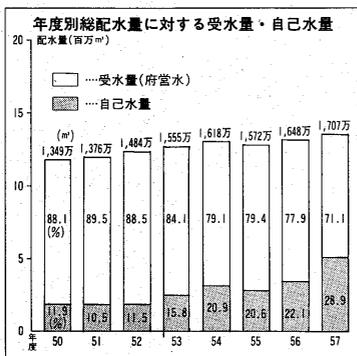
# 限りある水を大切に

## 水道事業の財政と課題



宇治浄水場の濾水井

きよく水一日が水道の間が始まります。水は限りある資源であり、安心して飲めるように作り出すのが、大切に利用しましょう。大切、毎実施して、手



宇治市の水道は、表の通り府内各都市に比べて、供給水量が少なく、かつ、その給水能力も、敷地条件が不利で、限りある水を大切に利用する必要があります。

### 自己水源開発などで 苦しくなる財政運営

宇治市の水道は、表の通り府内各都市に比べて、供給水量が少なく、かつ、その給水能力も、敷地条件が不利で、限りある水を大切に利用する必要があります。

## 宇治市史の窓

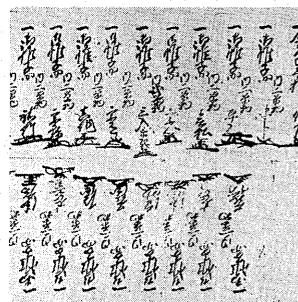
(その99)

近世の宇治茶師たちが、代官・茶師頭取・勤め人高上林茶の統率下、御師・御袋・御通・御三つ・御茶師仲間を組織して、たて、広く知られている。だが、仲間が組織された経過その成立年次を知らず、見出されていない。

## 宇治茶師三仲ヶ間 (その一)

七人きょう、被仰付候も有りとある。寛永三年(一六二六)秋、御川秀忠・家光父子は京都へ上り、後水尾天皇を一條様迎えた。その際二十余名、宇治茶師が、秀忠からそれぞれ衣服四枚ずつを拝領している。その茶師は京

都大学に所蔵される「口林家文書」によつて知り、当時の人々が將軍の御茶師をどうとめていたの考へられている。また茶師・林牛加家十代目にあつた清景命書わした「景入誌」には、近世初期の御茶師御茶師仲間が記されている。御茶師仲間(一六二五)・同(一六二六)・同(一六二七)・同(一六二八)・同(一六二九)・同(一六三〇)と相次いで、幕府が借金・銀をばかちのわすか、二年ばかりの間、その給金は、金七、一五兩、銀六六兩五匁、といふ膨大な額となつて、茶師三仲ヶ間である。果たして、その結成はいつの頃、誰の手によるものであつたのだろうか。



衣服拝領を示す文書(部分)

万治五年の儀は、四十二人の御茶師に多て貸し付けられたものであつたが、次の寛文九年(一七二九)に、御茶師の組織は、もも身御袋・御通といふ三仲ヶ間の形が現われ、貸付金額も手頭帳に記載されている。このころは、仲ヶ間の結成が方治・寛文の間(一六八〇年代)にあつたことを物語つてと言えらる。だが、その結成、幕府外部の圧力があつたかどうかはわかつていない。(歴史資料等)

### 不用品情報センター

#### 提供・希望の登録を

8月31日まで

不用品情報センターを今日から開きます。今回の期間は八月三十日まで、三ヶ月間です。家庭の不用品登録し、有効に利用できない品物を、電話普及の連絡先(5)その他の希望者、はがきまたは来庁され、不用品情報センター(宇治市観光課)に、宇治市観光課へ登録してください。

登録項目(1)品物名、形式、規格等の購入年月、消費程度(2)希望価格(住所、氏名、電話番号及び連絡先(3)その他の希望者、はがき)

主な取り扱い品目: 家具、電気製品、楽器、石油・ガス器具、自転車、ベビー用品

### 府営山城水道 値上げの動き

六十一年省自選取の組合である第四次拡張事業の達成後、このように中企業努力が一層進められているが、経営を取りまく環境は厳しくなっています。

このように中企業努力が一層進められているが、経営を取りまく環境は厳しくなっています。

### 研究調査事業

事業項目	補助対象経費	基準額
研修会・講習会	会場経費、教材費、バス賃上り、印刷製本費、謝金	年間200,000円
消費動向調査	調査委託費、印刷製本費、賃金	
消費者意識調査	会場経費、教材費、印刷製本費	
消費者モニター事業	印刷製本費、謝金	

その他市長が必要と認めらるる事業とその経費

### 環境整備事業

施設名	基準額	施設名	基準額
街路灯	150,000	観音用休施設	500,000
アース看板	300,000	消防用機械器具	700,000
案内看板	40,000	小売市場表示板	300,000
放送施設	50,000	小売市場表示板	500,000
放送施設	500,000	その他市長が必要と認めらるる施設とその金額	
標示灯	300,000		

◎=商店街のみ    ⊙=小売市場のみ

### 商店街のみなさんへ

#### 商店街施設設置事業補助制度

市では、商店街の振興として、市内の商店街や小売市場昭和五十八年度に計画されている環境整備や研究調査などの共同事業に対し補助します。

補助内容は、基準額の二〇以内です。お問い合わせは八月三十一日までに商観課(5314)へ。

## 参議院議員通常選挙

### 投票日は6月26日

投票できる人  
投票できる人は、昭和十八年六月二十七日までに生まれた人で、昭和五十八年三月一日以前に転入届をされた人です。

不在者投票  
不在者投票は、六月三日に公示され、六月二十六日が投票日です。今回の選挙から選挙制度が変わり、従来の全国区制に比例代表制が導入されます。選挙日よりよく見て、あなたの一票を生かしましょう。

不在者投票  
不在者投票は、六月三日に公示され、六月二十六日が投票日です。今回の選挙から選挙制度が変わり、従来の全国区制に比例代表制が導入されます。選挙日よりよく見て、あなたの一票を生かしましょう。

郵便による不在者投票  
郵便による不在者投票は、六月三日に公示され、六月二十六日が投票日です。今回の選挙から選挙制度が変わり、従来の全国区制に比例代表制が導入されます。選挙日よりよく見て、あなたの一票を生かしましょう。

比例代表制の導入  
今回の選挙から、従来の全国区制が改正され、わが国で初めて比例代表制が導入されます。くわしい内容は、選挙日よりお知らせいたします。(選挙管理委員会)



1(木)		
2(木)	●法律相談(総合福祉会館13時半~15時半) ●人権相談(市民会館10時~15時)	
3(金)	●血圧相談(川東集会所9時半~11時)	
4(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)	
5(日)		
6(月)	●心配ごと相談(総合福祉会館13時~15時) ●幼児相談(保健医療センター13時半~14時半)	
7(火)		
8(水)	●移動消費生活相談(名木集会所10時~15時)	
9(木)	●法律相談(総合福祉会館13時半~15時半)	
10(金)	●血圧相談(開公民分館9時半~11時)	
11(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)	
12(日)		
13(月)	●心配ごと相談(総合福祉会館10時~15時) ●乳児相談(保健医療センター9時~11時)	
14(火)	●年金相談(総合福祉会館10時~12時)	
15(水)	●精神薄弱者相談(総合福祉会館13時~16時)	
16(木)	●法律相談(総合福祉会館13時半~15時半) ●高齢者無料職業相談(総合福祉会館10時~15時) ●行政相談(市役所市民相談室10時~16時)	

**宇治市交通事故相談**  
 と き 6月10日(金)午後1時半~4時  
 ところ 宇治市民会館2階  
 相談員 井藤工  
 申込み 相談を希望される人は市役所交通労働課(☎3141内線279)へ

**交通事故巡回相談所**  
 と き 6月8日(水)・22日(水) 午前9時~午後4時  
 ところ 宇治市宇治若森 京都府宇治地方振興局  
 内容 ●交通事故の法律問題 ●示談のしかた ●賠償額の算定 ●訴訟、調停のしかた ●自賠責保険などの利用、請求のしかた也。  
 お問い合わせ 宇治地方振興局 ☎2970

青少年問題の悩みなどお気軽にご相談を。

**宇治こころの電話**  
0774-24-0800

日曜・祝日除く毎日午前9時~午後6時に受け付け。  
(電話番号はお間違いのないように)

## 相談カレンダー

### 6月分



このほか、市政相談、一般生活相談は市役所市民相談室で、消費生活相談は商工観光課で、教育相談は教育委員会、日曜日の除く毎日受付、家庭児童相談は月曜日の10時~16時に総合福祉会館二階の家庭児童相談室(☎8698)で、また、高齢者職業相談は毎週火・金曜日の9時~16時に総合福祉会館二階の老人福祉センターで職業紹介無料を行います。

17(金)	●血圧相談(城南荘集会所9時半~11時)	
18(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)	
19(日)		
20(月)	●心配ごと相談(総合福祉会館13時~15時) ●乳児相談(小倉公民館9時半~11時)	
21(火)		
22(水)	●青少年相談(市民会館13時~16時) ●消費生活相談(商工観光課10時~15時)	
23(木)	●法律相談(総合福祉会館13時半~15時半) ●乳児相談(広野公民分館9時半~11時)	
24(金)		
25(土)	●結婚相談(川東集会所13時~15時)	
26(日)		
27(月)	●心配ごと相談(総合福祉会館13時~15時)	
28(火)	●移動市民相談(平尾集会所13時半~16時)	
29(水)		
30(木)		
7月1(金)		

**社会福祉協議会の相談(●印)**  
 1人で悩まず、お気軽にご相談ください。総合福祉会館(市役所から南へ200m)で相談を受けています。(社会福祉協議会=総合福祉会館内☎5650)

- 心配ごと相談(民生児童委員)よろず相談全般。毎週月曜日、総合福祉会館で。
- 法律相談(弁護士)法律問題全般。総合福祉会館で。登録・紹介。
- 高齢者無料職業相談(京都府社協・相談所員)高齢者の求人・求職など。
- 年金相談(社会保険労務士)年金全般。

**もえないゴミ収集日程表**

市役所清掃課 TEL ☎3141番

6/1	17	小倉町(南浦、山際、京銀前から南京橋前までの市道筋以南の西浦) 伊勢田町(遊田、砂田) 西大久保府宮住宅(33~43棟)
2	20	小倉町(瀬池、堀池、南堀池、京銀前から南京橋前までの市道筋以北の西浦) 伊勢田町(南遊田)
3	21	横島町(全域) 小倉町(近鉄以東の新田島) 宇治(戸ノ内、蔭山、国鉄以北の御廟・天神)
6	22	木幡(平尾、須留、御蔵山、畑山、御園、陣ノ内、赤塚、花摘、金草原、北島、松尾、北山、国鉄以東の正中・東中)
7	23	六地藏(全域) 木幡(河原、北島、西中、内畑、大瀬戸、西浦、中村、南山畑、南山、南端、国鉄以西の正中・東中) 五ヶ庄(広岡谷、国鉄以東の芝ノ東)
8	24	木幡(能小路) 五ヶ庄(雲雀島、谷前、西田、古川、北ノ庄、西河原、壇ノ東、寺界道、野添、大林、梅林、西浦、新開、平野、折坂、福角、一・二・三番割、国鉄以西の芝ノ東)
9	25	菟道(平町) 五ヶ庄(大八木島、上村、岡本、日皆田、一里塚、戸ノ内、京大宿舎)
10	27	菟道(平町を除く全域) 星川(全域) 志津川(全域) 宇治(山本、乙方、東内、又振、山田)
10	27	宇治(里尻、小椋、宇文字、壱番、妙楽、蓮華、塔川、善法、東山、下居、琵琶、野神、式番、池森、米飯、矢落、若森、国鉄以南の天神)
11	28	白折居台(全域) 小倉町(奥畑) 南院町(全域) 羽拍子町(国道筋を除く全域) 神明(全域) 宇治(全域) 琵琶台(全域) 大野町(小根尾一部)
13	29	開野町(国道筋を除く全域) 伊勢田町(小根尾、大開、尖山、宮谷、中島、丸山)西大久保府宮住宅(1~20棟)
14	30	大久保町(桐生谷、一里山、東裏、寺山、国道筋を除く西裏・茶屋裏) 大久保町(北ノ山、山ノ内、南ノ口、大竹、上ノ山、久保)
15	7/1	安田町(全域) 伊勢田町(名木、浮面、蔭田、中ノ田、中ノ荒、新中ノ荒、ウトロ、南山)
16	7/2	開野町(国道筋) 大久保町(田原、且原、平盛、井ノ尻、南ノ口一部) 宇治(半白) 小倉町(新田島を除く近鉄以東の全域、西山) 羽拍子町(国道筋) 伊勢田町(北山、大谷、若林、井尻、中山、毛語)

**尿収集日程表**

城南衛生管理組合 八幡市八幡沢 TEL 075-631-5171~3

六地藏・木幡・五ヶ庄・菟道・炭山・笠取地域	
1	21 北御蔵山(平尾)、中御蔵山、町並、奈良町、炭山全域
2	22 正中(国鉄以西)、西中一部、東中(国鉄以西)、陣ノ内(国鉄以西)、河原、徳永、柿ノ木町、一丁目、礼ノ辻町、紺屋町
3	23 内畑、西中、中村(国鉄以西)、大瀬戸(国鉄以西)、壇ノ東、西浦、熊小路、南端(国鉄以西)
4	24 大林、梅鉢、芝ノ東(国鉄以西)、西浦一部
7	27 寺界道、古川、西田、北ノ庄、野添、谷前、西浦一部、梅林宮有地、大林一部
8	28 西浦一部、新開、平野府宮住宅、折坂一部
9	29 福角(国鉄以西)、日皆田、岡本、上村、大八木島
10	30 車田一部、平町、里塚、戸ノ内(横島飛地)
11	7/1 車田、丸山、出口(国鉄以西)、森本(国鉄以西)、谷下り(国鉄以西)
13	7/2 福角(国鉄以東)、折坂(国鉄以東)、平野、一番割、二番割、三番割一部
14	7/4 西浦(国鉄以東)、三番割、芝ノ東(府道両側)、南端(国鉄以東)
15	芝ノ東(府道以東)、広岡谷、南山(A)、中村(さつきヶ丘)
16	南山(B)、金草原
17	南山畑、北山畑、大瀬戸(国鉄以東)、中村(国鉄以東)、東中(国鉄以東)、北島一部
18	北島、松尾、平尾、須留
20	花摘、赤塚、陣ノ内(国鉄以東)、御園、御蔵山、畑山、北御園、正中(国鉄以東)、町並一部
21	笠取
白川・志津川・菟道・宇治・神明・広野町・開町・大久保町地域	
1	21 下居、善法、壱番、妙楽、宇文字、里尻(国鉄以南)、塔川
2	22 蓮華、乙方、東内、又振、山田、紅森、白川、金井戸、山本、荒瀬、田中、大垣内、妙見、志津川
3	23 森本(国鉄以東)、段ノ上、藪里、東西集上り、東中、西中、河原、門前、只川、中筋、池山、谷下り(国鉄以東)、出口(国鉄以東)
14	7/4 田原、井ノ尻、且原、平盛、南ノ口
15	北ノ山、山ノ内、上ノ山、大竹、茶屋裏、久保、南ノ口一部、西裏、寺山(国鉄以西)、寺山(紫光園団地)
16	寺山、大開一部、宮谷、尖山一部、丸山、一里山(府道以南、市道以東)、中島、石塚(心華寺通り以西)
17	東裏、一里山、桐生谷、開町、石塚(心華寺通り以東)、宮北一部
18	小根尾、大開一部、尖山一部、宮東、宮西、宮北
20	野神、大谷、式番(府道以南)、大谷山(権見町)、琵琶、若森(国鉄以南)、矢落(国鉄以南)、式番一部(宇治橋通り以北、宇治警察西側通り以西)
小倉町・伊勢田町・横島町・宇治・羽拍子町地域	
1	21 東目川、西目川、南落合(0~3の通りまで)
2	22 南落合(4の通り以降~13の通りまで)
3	23 南浦(100~110、84~98、30~33)、大京団地、山際一部
4	24 南浦、西浦一部、神楽田一部(近鉄以西)
6	25 山際、平白、藪場(大川原線以北)、大幡、北内、門口、幡貫、郡、石橋(大川原線以東)
7	27 老ノ木、久保、西山(国道以東)、蓮池
8	28 東山、天王、寺内一部、蔭山、吹前、中川原(大川原線以東)、十一(大川原線以東、国道以東)、十六(国道以東)、十八(国道以東)
9	29 寺内、西浦
10	30 南堀池(本通り以北)、南堀池(本通り以南)
11	7/1 南堀池(大和、田中)、堀池
13	7/2 南遊田、遊田、砂田、南山、ウトロ、毛語一部、中ノ荒、井尻、中ノ田、名木、浮面、安田町全域
14	7/4 中山(近鉄以東)、大谷、西畑、中畑、春日森、一ノ坪、島前、大町、大川原、中川原(大川原線以西)、石橋(大川原線以西)
15	中山(近鉄以西)、毛語、若林
16	羽拍子町
17	蛇塚、式番(府道以北)、池森、米飯
18	北山A・B・C・D団地、中央台、西山(国道以西)、神楽田(山中含む)
20	戸ノ内、矢落(国鉄以北)、若森(国鉄以北)、里尻(国鉄以北)、小椋

すみよい環境をつくりましょう(宇治市民憲章がと)

**ゴミ減量にご協力ください**  
 ▶ゴミの水切りを完全に。  
 ▶燃えるゴミの中にガラスや空カンを入れないでください。  
 ▶新聞や雑誌類はゴミとして出さず、町内会などでまとめて古紙回収へ。(清掃課)

**し尿収集の届出を!!**  
 家族や同居人に増減があったり転出転居、浄化槽設置などでし尿収集届出に異動があったときは、市役所清掃課へ届出てください。(城南衛生管理組合)